

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第 43 号
平成 22 年 7 月
生涯学習課文化財係



昭和の戦争と長岡 ～銃後の暮らし～

展示期間
平成 22 年 7 月 2 日(金)
～9 月 30 日(木)
※図書館休館日を除く
※期間中、展示史料の変更を行う予定

昭和 12 年 7 月、北京郊外で起こった盧溝橋事件を端に発した日中戦争が長期化の様相を見せはじめると、政府は国民生活に様々な制限を加えはじめ、しだいに村の日常生活の中に戦争の影響が大きく及ぶようになりました。

戦争の影響が学校や村の日常的な生活にしだいに浸透していくさまを、地域に残る資料や当時の写真を通じて紹介します。

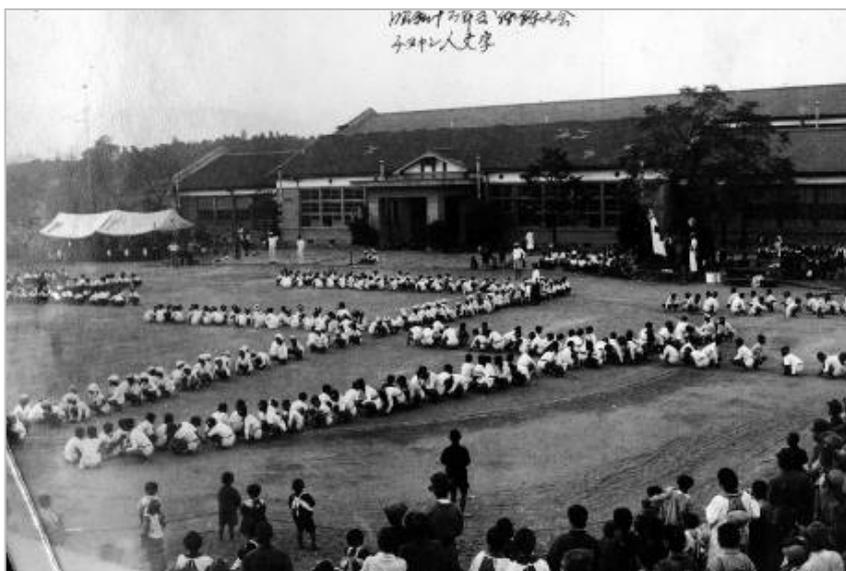


貯金と納税の奨励

日清、日露と相次ぐ戦争で要した膨大な戦費は増税と国債の発行で賄われました。同時に国民の預貯金を戦費の一部に充てることも計画され、節約と貯蓄が奨励されます。

「国民貯蓄法」が昭和 16 年に制定されると、国民は村や職場、学校などで結成された国民貯蓄組合の構成員となり、それぞれの組合で貯金をしなければなりません。

一方、日露戦争後、疲弊した農村では税金の滞納が増え、村役場吏員によって滞納者の督促が厳しく行われたことが役場の文書に記されています。



昭和 16 年、「チヨキン」人文字 (神足小学校所蔵)

体育大会で演じられた、児童による人文字です。「チヨキン(貯金)」の「ヨ」と「キ」の部分に写っています。子供たちにも貯蓄が奨励され、学校では「学童貯金」が実施され、子どもたちがお小遣いを貯金しました。



昭和 17～19 年、戦時国債券
(教育委員会所蔵)

政府はさらなる戦費調達のため、「貯蓄債券」や「報国債券」という名前の国債を発しました。国民は貯金を奨励された上に、さらに国債の購入も求められることとなりました。



勤労奉仕と子どもたち

さらなる戦争の激化は、度重なる兵員動員による青壮年労働力の不足、深刻な生産力の低下を招きました。そのため、政府は部落を生産の基本単位として位置づけ、農業生産力の維持を主目的とする「増産」策を相次いで定め、全ての国民を強制動員する「国民皆労体制」の徹底に努めました。

子どもたちも例外ではなく、「食糧増産運動実施」を担う労働力の一員とされました。学校では勤労奉仕団を編成し、神社仏閣や道路の清掃、農繁期には農作業の手伝いなど、「勤労奉仕」が学校の行事として組み込まれました。

昭和 14 年、勤労奉仕風景（神足小学校所蔵資料）

右上：勤労奉仕校門出発、右：稲藁運搬作業

神足小学校では勤労奉仕団を編成し、月に 1 度、神社仏閣や道路の清掃を行ったり、農繁期には留守家族や戦没者遺族の家に農作業の手伝いに出かけたりしました。



統制された日常生活

戦争が長期化するなか、軍事費で膨張した財政を維持するためには、あらゆる物資の生産、価格、流通の統制が必要でした。

そこで、政府は昭和 13(1938)年、国家総動員法を制定し、国民生活全般にわたって統制を行いました。さらに軍需産業へ優先的に資材や資金を投入するため、鉄・銅・錫などの金属製品を供出させ、農村からは食料確保のため、米を始めとする農産物の供出も実施しました。金属製品の供出は、一般家庭だけではなく、寺院や学校などにも及びました。この地域でも、乙訓寺・勝龍寺・光明寺・楊谷寺など主な寺院の梵鐘がこの時に供出されています。

また、砂糖やマッチ、衣料品など日用品は、購入が厳しく制限され、購入切符や通帳による配給制がとられました。



乙訓寺梵鐘供出記念写真（乙訓寺所蔵）